

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第174号

京都市環境保全資金融資規則の一部を改正する規則

京都市環境保全資金融資規則の一部を次のように改正する。

第1条中「移転又は」を「移転，」に，「購入」を「購入等」に改める。

第2条第5項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め，「貨物の運送の用に供する」を削り，同項第1号を次のように改める。

(1) 専ら電気を動力源とする自動車又は主として電気を動力源とする自動車で別に定めるもの（以下「電気自動車等」という。）

第2条に次の2項を加える。

8 この規則において「電気自動車充電設備」とは，電気自動車等に係る専用の充電設備をいう。

9 この規則において「屋上等緑化措置」とは，建物の屋上又は壁面の緑化のために植栽（別に定める基準に適合するものに限る。）をし，当該植栽を相当の期間継続して育成するために必要な設備を設けることをいう。

第6条第1項各号列記以外の部分中「いう。）」の右に「，電気自動車充電設備の設置に要する資金（以下「電気自動車充電設備資金」という。）又は屋上等緑化措置に要する資金（以下「屋上等緑化措置資金」という。）」を加える。

第7条第6号を次のように改める。

(6) 太陽エネルギー利用設備資金，電気自動車充電設備資金又は屋上等緑化措置資金

第8条本文中「低公害自動車購入資金」の右に「及び電気自動車充電設備資金」を，「20,000,000円」の右に「，屋上等緑化措置資金にあつては10,000,

000円」を加える。

第9条第1項中「低公害自動車購入資金」の右に「及び屋上等緑化措置資金」を加え、同条第3項中「及び太陽エネルギー利用設備資金」を「太陽エネルギー利用設備資金、電気自動車充電設備資金及び屋上等緑化措置資金」に改め、同条第4項本文中「抹消登録」を「永久抹消登録」に改め、同項ただし書中「電気自動車」を「電気自動車等」に改める。

第1号様式注以外の部分中

「

<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金
<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金
<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金

を

「

<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金
<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金
<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金
<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金

に改める。」

第2号様式5中「太陽エネルギー利用設備資金用」を「太陽エネルギー利用設備資金、電気自動車充電設備資金又は屋上等緑化措置資金用」に、「施設」を「設備」に、

「

環境の保全に関する計画の概要	
----------------	--

を

「

環境の保全に関する計画の概要	
植 栽 の 概 要	

に改め、

同様式に注として次のように加える。

注 植栽の概要の欄は、屋上等緑化措置資金の場合以外の場合は、記入する必要はありません。

第3号様式注以外の部分中

「

<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金
<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金
<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金

」を

「

<input type="checkbox"/> 設備資金	<input type="checkbox"/> フロンガス対策資金
<input type="checkbox"/> 移転資金	<input type="checkbox"/> 太陽エネルギー利用設備資金
<input type="checkbox"/> アスベスト対策資金	<input type="checkbox"/> 電気自動車充電設備資金
<input type="checkbox"/> 低公害自動車購入資金	<input type="checkbox"/> 屋上等緑化措置資金

」に改める。

第4号様式注以外の部分及び第5号様式注以外の部分中「 太陽エネルギー利用設

「 太陽エネルギー利用設備の設置
備の設置」を 電気自動車充電設備の設置 に改める。
 屋上等緑化措置 」

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(環境局環境企画部環境管理課)